

## ○大分県警察業務継続計画の策定について

平成24年11月1日  
大通達甲（備）第10号  
大通達甲（警）第16号  
大通達甲（生）第13号  
大通達甲（刑）第15号  
大通達甲（交）第9号  
大分県警察本部長から  
本部各課・所・隊・室  
長、警察学校長、各警  
察署長宛て

東日本大震災において警察施設に多大な被害が発生するなど、警察がその業務を継続する上で反省・教訓とすべき事項がみられたことを踏まえ、今後、発生が危惧される地震・津波、風水害等の大規模災害が発生した場合においても、業務の継続性を確保するため、この度、別添のとおり「大分県警察業務継続計画」を策定したので、所属職員に周知徹底し、その実施に誤りのないようになされたい。

（警備第二課災害係）  
（警務課企画係）  
（生活安全企画課企画係）  
（刑事企画課企画係）  
（交通企画課企画係）

別添

### 大分県警察業務継続計画

#### 第1 総則

##### 1 本計画の趣旨

この計画は、地震・津波、風水害等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

##### 2 実施方針等

###### (1) 業務継続計画の実施方針

この計画の実施に当たり、警察本部の各課（所、隊及び室を含む。）、警察学校及び警察署（以下「警察本部等」という。）は、相互に連携を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるとともに、知事部局等関係機関が行う業務継続（優先度が高い業務を継続し、又は早期に行うことをいう。以下同じ。）と調整を図り、総合的な業務継続の推進に寄与するものとする。

なお、この計画の内容については、絶えず検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

## (2) 公安委員会への報告等

警察本部等は、この計画の実施状況について、時機を逸することなく大分県公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、同委員会を的確に補佐するものとする。

## 3 被害想定

この計画は、南海トラフを震源地とする地震（東南海・南海地震～マグニチュード9.0、佐伯市等の最大震度6強）が発生した場合に想定される被害（別図参照）に基づき策定する。

## 第2 業務継続実施責任者等

### 1 業務継続実施責任者

- (1) 各所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 業務継続実施責任者は、大規模災害発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行う。

### 2 業務継続実施副責任者

- (1) 各所属に業務継続実施副責任者を置き、警察本部にあつては次席（副所長及び副隊長を含む。）を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。
- (2) 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

## 第3 非常時優先業務

### 1 業務の分類

警察本部等は、大規模災害の発生に備え、その所掌する業務をあらかじめ次のとおり分類するものとする。

#### (1) 災害応急対策業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県警察が執るべき措置を「災害応急対策業務」とする。

災害応急対策業務は、非常時優先業務（別表）のとおりとする。

#### (2) 継続の必要性の高い通常業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員の家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い通常業務を「継続の必要性の高い通常業務」とする。

また、大規模災害発生時の災害警備実施は長期化することが考えられるため、県警察の組織の維持に必要最低限求められる業務も「継続の必要性の高い通常業務」とする。

継続の必要性の高い通常業務は、非常時優先業務のとおりとする。

#### (3) その他の通常業務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）以外の業務を「その他の通常業務」とする。

### 2 災害時における執務の方針

- (1) 警察本部等は、大規模災害が発生した場合には、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- (2) 警察本部等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。
- (3) 警察本部等は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- (4) 警察本部等は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

### 3 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

## 第4 業務継続のための執務体制の確立

### 1 招集

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、職員を招集し、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

### 2 安否の確認

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、自所属の職員及びその家族の安否について確認するものとする。

### 3 参集

#### (1) 自主参集

職員は、大規模災害が発生したときは、現に勤務部署で勤務している職員及び駐在所勤務員を除き、直ちに最寄りの警察本部、警察署又は交番等に参集するものとする。

#### (2) 参集時の服装及び携行品

ア 参集時の服装は、原則として活動に便利な私服とし、参集場所に到着したときは、任務に応じた服装を着用するものとする。

イ 参集時の携行品は、警察手帳（警察官以外の職員にあつては、大分県警察職員身分証明書）、運転免許証、印鑑、筆記具その他災害警備実施に必要なものとする。

#### (3) 平素からの措置

職員は、大規模災害発生時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

## 第5 業務継続のための執務環境等の整備

### 1 庁舎機能の確保等

#### (1) 庁舎管理

## ア 庁舎利用の制限

警察本部等は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は立入禁止等の措置を講ずるものとする。

## イ 事業者への要請

警察本部等は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

## (2) 電力

ア 警察本部等は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用コンセントに接続しておくものとする。

イ 警察本部等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

## (3) 什器転倒防止措置

警察本部等は、大規模災害の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置を執るものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

## 2 負傷者等への対応

(1) 警察本部等は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

(2) 警察本部等は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護措置を行うとともに、負傷状況に応じて医療機関への連絡、搬送及び搬送の支援を行うものとする。

## 3 来庁者への対応

(1) 警察本部等は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。

(2) 警察本部等は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、警備本部の調整の下、来庁者を庁舎周辺の避難所施設等に案内又は誘導するものとする。

## 4 帰宅が困難となった職員等への対応

警察本部等は、大規模災害が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

## 5 備蓄等

### (1) 備蓄食料の管理

警察本部等は、大規模災害の発生時において食料等が入手困難となる場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

### (2) 事務用物資等の管理

警察本部等は、大規模災害発生時において事務用物資等が入手困難となる場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

## 6 代替施設

### (1) 代替施設の整備・多重化

警察本部及び警察署は、大規模災害発生時において、庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、警備本部の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

(2) 警備本部の移転

警察本部及び警察署は、庁舎の安全が確保されていない場合その他当該庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、警備本部を速やかに代替施設に移転するものとする。

(3) 移動方法

ア 代替施設への移動は、徒歩又は自転車の利用等、陸路を原則とするが、道路の損傷等により陸路による移動が困難になった場合には、必要に応じて警察用航空機を活用するものとする。

イ 警備部警備第二課は、県庁舎本館及び新館から代替施設へ陸路で移動する経路について、あらかじめ警察本部の職員に周知するものとする。

7 情報通信の確保等

(1) 情報通信部との連携

警察本部等は、大規模災害発生時において、被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、九州管区警察局大分県情報通信部と緊密な連携を図るものとする。

(2) 情報システムの維持

各種情報システムを主管する所属は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

第6 教養訓練

1 警察本部等は、職員に対し、本計画に関する教養、招集・参集訓練、大規模災害発生時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

2 警備部警備第二課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるほか、非常招集システム（非常招集システム運用要領（平成22年11月30日付け大通達甲（警務）第5号ほか別添）に定める非常招集システムをいう。）の点検を重ね、警備本部の本部員に対する呼出訓練を適宜実施するものとする。

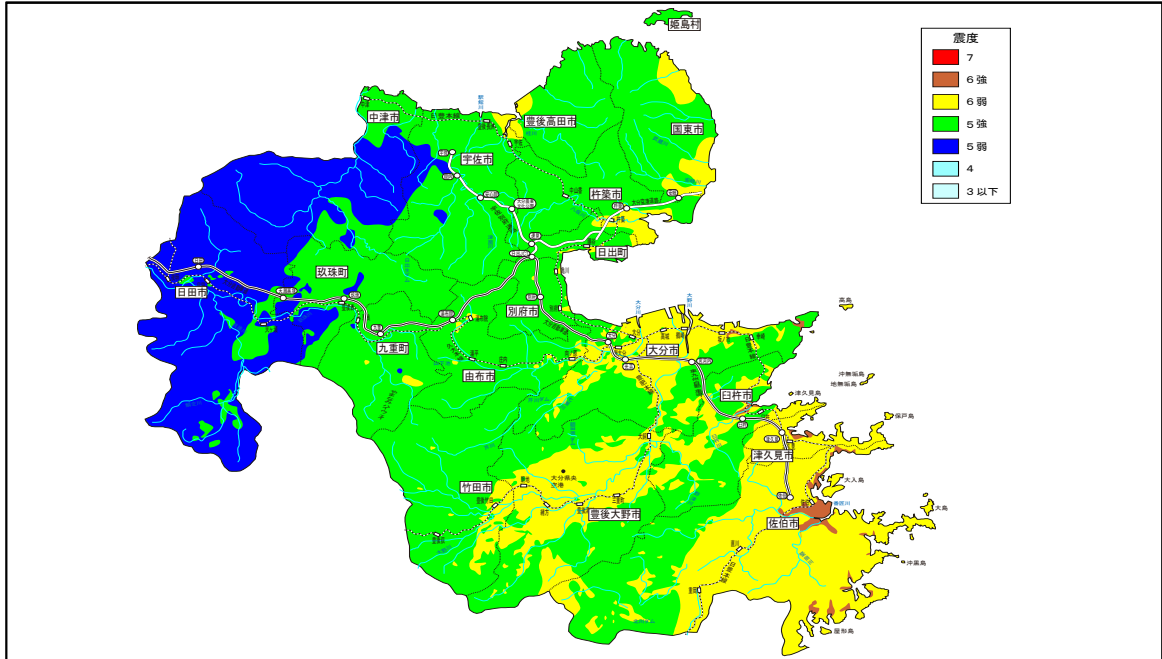
附 則

この計画は、平成24年11月1日から施行する。

## 南海トラフにおける大規模地震が発生した場合に想定される被害

[H24.8.29内閣府公表]

● 東南海・南海地震M9.0の震度分布図



● 市町村別最大震度、津波等(最大値)

	最大震度	最大津波高	津波到達時間(分)			
			津波高+1m	津波高+3m	津波高+5m	津波高+10m
大分市	震度6強	9m	47	59	68	
由布市	震度6弱					
別府市	震度6弱	6m	85	102		
日出町	震度6弱	6m	78	93		
杵築市	震度6弱	6m	69	89		
国東市	震度6弱	6m	69	89		
姫島村	震度6弱	4m	94			
豊後高田市	震度6弱	4m	183			
宇佐市	震度6弱	4m	184			
中津市	震度5強	4m	188			
玖珠町	震度5強					
九重町	震度6弱					
日田市	震度5強					
竹田市	震度6弱					
豊後大野市	震度6弱					
佐伯市	震度6強	15m	20	21	23	30
津久見市	震度6強	9m	37	45	56	
臼杵市	震度6強	7m	51	58		

● 大分県における被害(最大値)

◇ 死者数(人)

	建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	その他	計
早期避難率低	約100	約17,000	約30		約17,000
早期避難率高+呼びかけ	約200	約100	約40		約400

◇ 負傷者数(人)

	建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	その他	計
早期避難率低	約3,900	約1,000	約50	約10	約5,000
早期避難率高+呼びかけ	約3,900		約50	約10	約4,000

◇ 建物被害(全倒壊棟数)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	計
建物全壊	約3,000	約2,600	約24,000	約300	約600	約31,000

## 非常時優先業務

	主  な  業  務  内  容
災害 応急 対策 業務	県議会・公安委員会等への対応に関する事
	報道対応に関する事
	災害に係る相談受理に関する事
	部隊等の宿舎補給に関する事
	警察施設の被害把握及び応急修理に関する事
	遺失・拾得に関する事
	支援物資の受理・管理に関する事
	災害警備の予算及び経理に関する事
	職員及び家族の安否確認、把握に関する事
	車両・装備資機材の調達・配分に関する事
	医療・福利厚生に関する事
	留置業務の管理・調達に関する事
	被留置者の避難に関する事
継続 の 必要 性の 高い 通常 業務	広報対応を始めとする県民等へ情報伝達に関する事
	警察安全相談関連業務に関する事
	犯罪被害者支援業務に関する事
	苦情処理業務に関する事
	遺失・拾得関連業務に関する事
	電話交換業務及び受付業務に関する事
	公安委員会庶務業務に関する事
	本部長秘書業務に関する事
	留置管理業務に関する事
	警察装備関連業務に関する事
	予算、決算及び会計業務に関する事
	照会センター業務に関する事
	警察運営の企画・調整に関する業務に関する事
	情報管理システムの管理、運用業務に関する事
職員の健康管理業務に関する事	

## 非常時優先業務

	主  な  業  務  内  容
災害 応急 対策 業務	行方不明者の相談に関する事
	銃器等危険物対策に関する事
	防犯関係機関・団体との連絡調整に関する事
	犯罪抑止対策に関する事
	行方不明者の捜索願の受理及び手配に関する事
	避難所対策隊の編成・運用に関する事
	災害に便乗した生活環境事犯の予防取締りに関する事
	避難誘導・救出救助に関する事
	被災地の警戒警備（地域安全対策）に関する事
	迷い子の保護等少年対策に関する事
	航空隊の運用・調整に関する事
	警察用船舶の運用に関する事
	110番通報の受理及び指令に関する事
	無線通信の統制に関する事
継続 の 必要 性の 高い 通常 業務	警察通信指令業務に関する事
	PC・船舶・航空機の運用関連業務に関する事
	犯罪の予防に関する業務に関する事
	DV・ストーカーに関する業務に関する事
	生活安全関連法令違反事犯の取締りに関する事
	放射性同位元素、核燃料物質等に関する事務に関する事
	児童虐待、犯罪被害少年保護に関する事
	パトロール等の警戒活動に関する事
	福祉犯・少年事件捜査に関する事
	許認可に関する業務に関する事
	子ども・女性を犯罪から守る業務に関する事
	管内実態の把握活動に関する事
	少年の立ち直り支援活動に関する事
インターネット異性紹介事業に関する事務に関する事	



## 業 務 の 分 類

	主 な 業 務 内 容
災 害 応 急 対 策 業 務	災害に便乗した窃盗・詐欺事件等の予防取締りに関すること
	災害に便乗した暴力団関係者及び外国人の犯罪の予防取締りに関すること
	検視に関すること
	検視場所、遺体安置所の確保に関すること
	関係機関との連携に関すること
	遺族対策に関すること
	身元不明遺体の調査・手配・遺体引渡しに関すること
	DNA鑑定資料の採取に関すること
	警察犬の運用に関すること
	身元不明遺体等のDNA鑑定に関すること
継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	犯罪捜査に関すること
	指名手配、捜査共助関連業務に関すること
	暴力団・薬物銃器対策に関すること
	鑑識・鑑定業務に関すること
	公判対応に関すること
	知能犯・振り込め詐欺・選挙犯罪の捜査に関すること
	告訴・告発事件の捜査に関すること
	外国人対策に関すること
	海外渡航者等に対する犯罪経歴の証明に関すること
	鑑識資料の収集、整理及び管理に関すること

## 非常時優先業務

	主 な 業 務 内 容
災害 応急 対策 業務	交通関係機関との連絡調整に関する事
	交通被害情報の収集に関する事
	交通規制に関する事
	道路障害物の除去に関する事
	緊急輸送路の確保に関する事
	緊急輸送車両の確認及び標章証明書の交付に関する事
	主要道路の応急・復旧に関する事
	緊急輸送車両の先導に関する事
	交通事件・事故に関する事
	交通指導取締りに関する事
	免許の交付・更新・行政処分に関する事
継続 の 必要 性 の 高 い 通 常 業 務	交通事故発生に伴う初動捜査に関する事
	道路交通情報の収集・提供に関する事
	運転免許関連業務に関する事
	交通通告業務に関する事
	許認可事務に関する事
	交通安全施設管理業務に関する事
	交通取締りに関する事
	事故分析業務に関する事
	死亡事故対応業務に関する事

## 非常時優先業務

	主  な  業  務  内  容
災害応急対策業務	警備本部の総括・記録に関する事
	警察庁への報告・連絡に関する事
	援助の要求に関する事
	避難誘導・救出救助に関する事
	警衛・警護に関する事
	行方不明者の捜索に関する事
	被害情報の収集把握に関する事
	被害統計、避難者の避難先等実態把握に関する事
	県災害対策本部等関係機関への連絡要員派遣に関する事
	警報等気象の情報収集、伝達に関する事
	関係機関との連絡調整に関する事
継続の必要性の高い通常業務	突発事案対応（機能別出動）に関する事
	警衛・警護活動に関する事
	治安警備実施に関する事
	警備事件捜査に関する事
	警備情報活動に関する事
	テロ等未然防止警戒警備に関する事

## 非 常 時 優 先 業 務

	主 な 業 務 内 容
災 害 応 急 対 策 業 務	通信の確保に関する事
	警察庁への連絡、報告に関する事
	災害状況の情報収集に関する事
	職員及び家族の安否確認、把握に関する事
	通信施設の維持・管理及び運用に関する事
	警察通信施設の被害調査、復旧に関する事
	通信施設の予算に関する事
継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	部の総合調整に関する事
	通信設備・機器の保全業務対応に関する事
	突発事案発生時の通信活動に関する事
	サイバーテロに係る緊急対処業務に関する事
	庶務関連業務に関する事
	通信関係予算の管理に関する事
	分任物品管理官業務に関する事
	捜査支援活動に関する事
	無線局等申請・検査対応業務に関する事
	情報技術の解析に係る現場活動に関する事
	電磁的記録の解析業務に関する事
	証拠物件等管理業務に関する事
	通信施設の新増設、改修等の予算及び計画に関する事
	専用線等の新増設、変更、実施に関する事
	通信施設の新増設、改修等工事に関する事
通信施設の維持工事に関する事	
サイバーテロ対策業務に関する事	